

議会議案第1号

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理の推進等に関する意見書

東日本大震災発生から1年が経とうとしている現在においても、被災地では、多くの災害廃棄物が積み上げられ、被災者の生活再建に重大な影響を与えているが、この膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理すること等が早期復旧、復興に向けた喫緊の重要課題となっている。

災害廃棄物の中には、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質に汚染されたものも含まれており、その処理の安全性について多くの住民から不安が示されている。

そもそも、原子力発電所内で発生した廃棄物は、原子炉等規制法に基づき放射性セシウムの場合100ベクレル/kg以上のものは放射性廃棄物として厳格に管理することが義務付けられている一方で、東日本大震災で生じた災害廃棄物については、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき8,000ベクレル/kg以下であれば、埋立処分が認められており、その取り扱いに違いが生じている。

このような違いは、住民にさらなる不安を感じさせ、結果として災害廃棄物の円滑かつ適切な処理や被災地以外の地方自治体における受け入れの重大な障害となっている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 放射性廃棄物の取扱いについて、原子炉等規制法と放射性物質汚染対処特別措置法の異なる基準が存在する整合性のある理由について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得ること。
- 2 放射性物質に汚染された災害廃棄物やその焼却灰等に関する細やかな安全基準や取扱指針を策定したうえで、国民に安全面に関する情報提供を適切に行うこと。
- 3 災害廃棄物の処理事例において、仮置場での保管から中間処理施設における処理、最終処分場における埋立てに至るまでの処分の各段階で国が責任を持って放射線量等の調査を行い、その検証結果を全面的に開示すること。
- 4 基準値を超える災害廃棄物の収集、運搬、処分、最終処分場の確保及び放射性物質の濃度が高く処分できない焼却灰の処理については、住民合意を貫き、国が責任を持って対応するとともに、焼却以外の処理も検討すること。
- 5 被災地における災害廃棄物の処理計画に遅れが生じることのないよう、処理費用については全額国庫負担とすること。
- 6 国民に対する適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明は、国が責任をもって分かりやすく行い、不安を払拭すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月27日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
内閣府特命担当大臣(原子力行政)	
環境大臣	
復興大臣	
東日本大震災総括担当大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第2号

奥能登地区建設業者の独占禁止法違反に対する処分に関する決議

公正取引委員会は、昨年10月、奥能登地域の建設業者が独占禁止法に違反したとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これを受け、県では、当該建設業者に指名停止措置、営業停止処分及び違約金請求を行ったところであるが、県が規定に則して処分を行ったことは当然であり、建設業者は、法令を遵守すべき社会的責任を有することを再認識し、これを厳粛に受け止める必要がある。

一方、奥能登地域の建設業は、少子・高齢化が急激に進む地域にあつて、地域経済や雇用の支えとなっているほか、冬季においては、厳寒の未明から除雪作業や凍結防止剤の散布を請け負い、さらには災害時の緊急対応や道路パトロールなど地域住民の生活の安全確保やライフラインの維持・確保に計り知れない貢献を行っているところである。

今後、奥能登地域における多くの建設業者が廃業を強いられるような場合、地域経済が破綻するとともに、地域住民の雇用や日常生活の安全確保に大きな影響が出ることが強く懸念される場所である。

他県では、地域経済や雇用への影響に鑑み、指名停止期間の短縮、違約金の軽減などを行っている状況があり、また、本県の違約金については、全国的にも例外的に最も高い率となっている。

これらを踏まえ、県においては、現在実施されている指名停止措置が地域経済と住民生活に与えている影響を把握し、地域振興策など適切な対応を図るよう求めるものである。

さらに先般、当該建設業者が違約金について民事調停の申し立てを行ったが、民事調停は、調停委員会が当事者双方の言い分を聞いた上で調停案を提示し、実情に即した解決を図るものであり、第三者の意見を聴く機会として、民事調停に誠意をもって応じるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成24年2月27日

石 川 県 議 会

議会議案第三号

石川県議会議規則の一部を改正する規則

石川県議会議規則（平成三年石川県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表政策調査会の項中「意見書等調整会議の構成員及び常任委員会委員長」を「議長が指名した者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会議案第4号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々増えている。多くの父子家庭は母子家庭と同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により、平成22年8月から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が、父子家庭の父にも支給されることとなった。しかしながら、母子家庭が受けることができる行政による支援制度（就労支援、技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けることができない。

よって、国におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、下記の事項について速やかに実施することを強く要望する。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父も支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改めること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

議会議案第5号

基礎自治体への権限移譲に向けた支援策を求める意見書

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かくしぼる「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から基礎自治体への権限移譲を進めるための第一次・第二次の地域主権改革推進一括法が、昨年の通常国会で成立した。

一方、自主財源の乏しい基礎自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めているが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなど、さらに厳しい財政運営を強いられている。基礎自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっている。

よって、国におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 政府は、権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実に行うとともに、移譲の際に必要な電算システム整備などの臨時的経費についても、確実な財源措置を行うこと。
 - 2 厳しい行財政環境や少子・高齢社会の進行の中、広域連合の設立手続の簡素化なども含め、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
 - 3 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
内閣府特命担当大臣(地域主権推進)		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第6号

尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書

平成22年9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法操業を行っていた中国漁船が停船を命じた海上保安庁の巡視船にみずから衝突させるという重大事件が発生した。同水域においては、平成22年8月には、最大270隻もの中国船籍らしき漁船が確認され、その内約70隻は我が国領海内に侵入しており、今後中国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域における違法操業を繰り返すことも懸念されることから、漁業関係者は大きな不安を抱いている。

よって、国におかれては、我が国の領土及び領海と国民の生命を守る立場から、尖閣諸島の領有権について、歴史的にも国際的にも明確な根拠があることを中国政府や国際社会に明らかにする積極的な活動を行うことを基本に、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 尖閣諸島をはじめ、我が国の領海及び排他的経済水域において、我が国の漁業関係者が安全に操業・航行できるよう必要な現地調査を行い、灯台の設置及び避難港の整備など適切な措置を講じること。
- 2 外国漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁場が奪われていることへの対策のため、海上保安庁による警備体制を強化し、我が国の領土及び領海を守るために必要な措置を行うこと。
- 3 中国との戦略的互惠関係の維持・発展を基軸に、中国側には、緊張を高めない冷静な言動や対応を求めると同時に、アジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土及び領海を守る毅然とした主権国家としての態度を国際社会に対して積極的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
外務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第7号

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかしながら、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、国民の40人に1人以上となる320万人を超える人々が、精神疾患のために医療機関を受診しているということに表わされるように、「国民のこころの健康危機」ともいえる状況である。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえる。

しかしながら、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものにはなっていない。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い、生活を障害する程度を表わす総合指標を開発し、政策における優先度を表わすものとして提唱しているが、この指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

WHOの「命と生活障害の総合指標」によれば、精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえる。

欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度にふさわしい施策がとられていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会や活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置付け、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、国におかれては、すべての国民を対象としたこころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第8号

緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書

昨年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故において、我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備を指摘されている。

一方、世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には、「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下で迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動活動する自衛隊、警察及び消防等が部隊移動、私有物撤去及び土地収用等初動態勢に手間取り、救援活動に様々な支障をきたし、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものであり、外部からの武力攻撃、テロ及び大規模自然災害への対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

よって、国におかれては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第9号

並行在来線の持続可能な安定経営の実現を求める決議

北陸新幹線開業に伴い、JRから分離される北陸本線は、石川県が中心となって設立する第3セクターにより、引き続き運営される準備が進められている。しかしながら、県の収支予測でも、鉄道資産の取得など多額の初期投資に加え、27%もの運賃引き上げをしないと収支均衡がとれない厳しい状況にある。

北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な交通手段であり、特急の利便性の確保や七尾線、のと鉄道の活性化、ダイヤ面を含む並行在来線との連携など、JRは地域の鉄道事業者として、経営分離後の公共交通の維持にできる限りの協力を行うことが求められる。昨年11月には、本県を含む11の道県の協議会の名で、国とJRに対して、「並行在来線への財政支援等について」の要望書も提出されている。

このような経過から、国には並行在来線が将来にわたって持続可能となる制度や補助体系の創設を求めるものであり、JRにはその公共交通に対する社会的責任を踏まえ、鉄道資産の無償ないし低廉な価格での譲渡や乗り継ぎ割引の実施を含め、並行在来線の安定的な経営並びに安全な運行と利用者の利便性の確保のための支援を強く求めるものである。更に、県が隣県・関係県と共同し、また、市町や経済界とも連携して、JRや国との交渉に万全の対策を講じることを強く求め、議会としても、その取り組みに全力を尽くすものである。

以上、決議する。

平成24年3月23日

石川県議会

議会議案第10号

年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書

政府は、社会保障と税の一体改革に強い意欲を示しているが、肝心の年金制度の抜本改革については、全体像が明らかになっていない。民主党政権は、平成21年の衆議院選挙公約（マニフェスト）において、「年金一元化」や「月額7万円の最低保障年金の創設」を掲げた。しかしながら、政権交代から2年6カ月が経過しても、依然として最低保障年金に必要な財源や年金一元化に向けた具体的な制度設計は明らかになっていない。政府の「社会保障と税の一体改革素案」では、平成25年の通常国会に法案を提出するとしているが、全く内容が不透明なままでは、来年の通常国会に提出される見通しが立たず、「新たな年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる」とのマニフェストの実現は、全く目途が立っていない状態となっている。

平成23年3月に民主党内で最低保障年金創設に向けて行った試算では、「新たに消費税率7.1%の増税が必要」との結論が出て、野党の求めに応じてこの結果を公表した。しかしながら、本来は試算を基に党内議論を重ねて制度設計をすることが与党として当然の努めだが、その責任を果たさず、試算を「民主党の案ではない。」と位置付けている現状では、民主党が公約した新年金制度の全体像を明らかにする姿勢は全く感じられない。

「社会保障と税の一体改革」というのであれば、消費税の増税案と年金制度の改革案は一体で議論されるべきであり、全体像が明らかにならないままでは、国民が消費税増税に納得しないことは言うまでもない。

よって、国におかれては、年金制度抜本改革の全体像を明らかにするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
社会保障・税一体改革担当	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第11号

戸別所得補償制度見直し等の農業政策の立て直しを求める意見書

人口急増や開発途上国における生活水準の急激な向上に伴う世界的な食料争奪の時代は目前に迫っている。我が国の食料自給率は、平成22年度のカロリー換算で既に40%を切り、自給率向上に向けて国内の農地を最大限活用し、担手が意欲を持って消費者の需要に応えられるような食料の供給体制を整備することが求められている。

民主党政権が行っている農業者戸別所得補償制度は、未だ制度が固定化されず、内容的には政策効果に乏しいばらまき政策であり、農地集積が進まない等多くの欠陥を抱えている。昨年の自民・公明・民主の3党合意では、「政策効果の検証を基に、必要な見直しを検討する」ことを約束したものの、政策効果を十分に検証することもなく、平成24年度予算で戸別所得補償関連経費として、6千9百億円を計上したことは、現政権に対する真意を疑う。

よって、国におかれては、早急に農業・農村の衰退をくい止め、農業政策の立て直しを図っていくためにも、下記の事項について実現を図るよう強く要望する。

記

- 1 「農業者戸別所得補償」は、名称の変更を含め、国民の理解が得られるような制度とすること。
 - 2 政権交代直後に大幅に削減された農業農村整備事業及び強い農業づくり交付金などに十分な予算を復活すること。
 - 3 計画的な食料自給率の向上や農地の規模拡大など、目指すべき政策目標を明確にし、実現できるような予算編成及び執行をすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
農林水産大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第12号

「人権侵害救済法案」の国会提出に反対を求める意見書

現在、法務省は、新たな人権救済機関を設置するとして、「人権侵害救済法案」を今期通常国会に提出するとの意向を示している。

しかしながら、年間発生する約2万件余の人権侵害事件のほとんどが現行人権擁護制度で解決しており、「児童虐待防止法」、「配偶者からの暴力防止法」、「障害者虐待防止法」など、人権侵害を具体的に取り締まる多くの個別法が存在している現在、新たに「人権侵害」を救済しなければならない法案を作る必要性は理解しがたい。もしも個別法に時代の進展と実情にそぐわない点があれば、個別法の改正で不備を補うべきである。

また、法務省のめざす「人権救済機関」は、国家行政組織法第3条に基づくものとしているが、そもそも国家行政組織法第3条に基づく委員会は、内閣の指揮監督を受けない強い権限を持つ独立機関であって、憲法第65条及び第66条の規定の観点からも、相当の理由がない限り、安易な設置は認められない。

加えて、厳しい財政事情から行政改革が叫ばれ、東日本大震災の復興に国の予算を傾注すべき時期に、国家予算を投じて新たな行政組織を作ることは、時代に逆行するものである。

よって、国におかれては、新たな人権救済機関を設置しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会